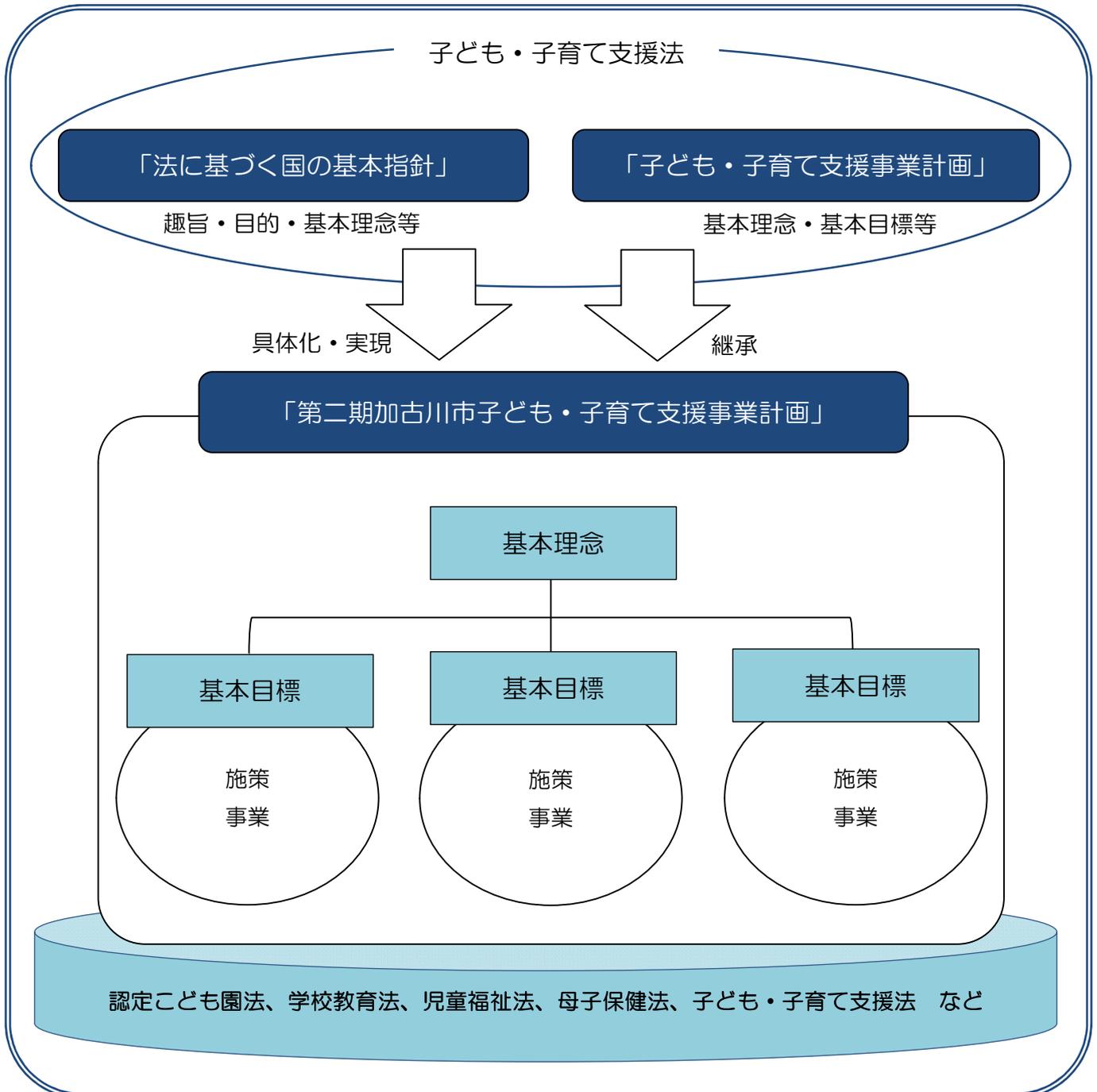


# 1 基本理念及び基本目標の設定にあたっての基本的な考え方

本市のこれまでの子育て支援施策の展開にあたって、その方向性を定めていた「加古川市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念や基本目標を継承しつつ、子ども・子育て支援法で規定される基本理念や、国の基本指針で掲げられている子ども・子育て支援新制度の趣旨・目的などを具体化し、実現していくことを踏まえ、「第二期加古川市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念や基本目標を設定することとします。



## 2 基本理念

本市では、「誰もがこのまちで子育てをしたい」、「子どもを育てるなら加古川市に住みたい」と思っただけのようなまちづくりを目指し、行政として地域のニーズに応じた子ども・子育て支援を質・量ともに充実させる取組を進めるなど、妊娠から子育てまでをトータルでサポートしてきました。引き続き、これらの取組を進め、家庭や学校、地域などすべての人々が協働して子育てを支えあい、未来を担うかけがえのない存在である子どもの健やかな成長を見守りはぐくんでいく社会を実現し、子育てがしやすく住みやすいまちとするため、本計画の基本理念を「子育てをみんなで支えあい、子どもが健やかに成長することができるまち加古川～子育てするなら加古川市といわれるまちをめざして～」とします。

子育てをみんなで支えあい、子どもが健やかに成長することができるまち加古川  
～子育てするなら加古川市といわれるまちをめざして～

## 3 基本的な視点

基本理念の実現に向け、子育て支援を行う上で重要な「子ども」、「親・保護者」、「地域・社会」の3つの視点から、基本目標を設定し、事業計画を進めます。

### 視点（1） 『子どもの視点』

子育て支援においては、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、一人一人の子どもの視点に立った教育・保育や子育て支援事業を実施することが重要であり、その内容や水準が良質かつ適切となるように取り組んでいくことが大切です。

### 視点（2） 『親・保護者の視点』

子育てにおいて、子どもの保護者自身が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、より良い親子関係を形成し、ひいては子どものより良い育ちや健やかな成長の実現が図られるように取り組んでいくことが大切です。

### 視点（3） 『地域・社会の視点』

子どもが健やかに成長することのできる社会の実現には、親・保護者といった家庭のみならず、行政や学校、地域、職域その他の社会のあらゆる人が、それぞれの役割を果たし、相互に協力して子育てを支えあい、子どもの健やかな成長を見守りはぐくむように取り組んでいくことが大切です。

## 4 基本目標

### 《基本目標（１）》

#### 『子どもの視点』

子どもが心身ともに健やかに育つまちづくり

子どもの発達は、乳児期、幼児期、そして学齢期へと、連続性を有するものであるとともに、個人差が大きいものであることから、『子どもの視点』に立ち、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、一人一人の発達に応じた質の高い教育・保育の提供や子育て支援の充実に取り組んでいきます。

### 《基本目標（２）》

#### 『親・保護者の視点』

安心して子どもを生み、子どもや子育てに喜びや生きがいを実感できるまちづくり

子育てに対する不安や孤立感を和らげるための相談体制の充実や、親同士が気軽に交流できる場の充実、安心して子どもを預けられる環境の整備などに取り組んでいきます。

### 《基本目標（３）》

#### 『地域・社会の視点』

地域・社会全体で子育てを支えるまちづくり

地域における子育てボランティアの発掘や育成、市民の相互協力による子育て援助活動（ファミリー・サポート・センター事業）など、地域におけるさまざまな子育て支援の充実を図り、地域・社会全体が協働して子育て支援に取り組んでいきます。また、仕事と子育ての両立が図られるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に取り組んでいきます。

## 基本目標

### (3) 『地域・社会の視点』

地域・社会全体で子育てを支えるまちづくり

### (2) 『親・保護者の視点』

安心して子どもを生み、子どもや子育てに喜びや  
生きがいを実感できるまちづくり

### (1) 『子どもの視点』

子どもが心身ともに健やかに  
育つまちづくり

## 5 子ども・子育て支援事業計画体系図

### 基本理念

子育てをみんなで支えあい、子どもが健やかに成長することができるまち加古川  
～子育てするなら加古川市といわれるまちをめざして～

基本理念の実現に向けた3つの視点に基づく基本目標の設定

#### 基本目標（1）

『子どもの視点』

子どもが心身ともに健やかに育つまちづくり

#### 基本目標（2）

『親・保護者の視点』

安心して子どもを生み、子どもや子育てに喜びや生きがいを実感できるまちづくり

#### 基本目標（3）

『地域・社会の視点』

地域・社会全体で子育てを支えるまちづくり

3つの視点に基づく基本目標の達成に向けた事業の実施

⇒教育・保育提供区域ごとの「量」と「質」の確保、施設等利用給付の円滑な実施の確保

#### 教育・保育事業

- 教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）
- 地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）

#### 地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業（保育コンシェルジュ、子育て世代包括支援センター）
- 時間外保育事業（延長保育事業）
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業（実費徴収補足給付事業）
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（多様な事業者の参入促進・能力活用事業）
- 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）
- 子育て短期支援事業（子育て家庭ショートステイ事業）
- 乳児家庭全戸訪問事業（母子訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業））
- 養育支援訪問事業（養育支援訪問事業、要保護児童等の支援に資する事業（養育支援訪問事業、要保護児童相談事業、産前・産後家事ヘルパー派遣事業））
- 地域子育て支援拠点事業（加古川駅南・東加古川子育てプラザ）
- 一時預かり事業
- 病児・病後児保育事業（病児・病後児保育事業、看護師配置事業）
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター運営事業）
- 妊婦健診事業（妊婦健康診査費助成事業）

#### 施設等利用給付事業

- 特定子ども・子育て支援施設等（新制度への未移行の幼稚園、特別支援学校の幼稚部、預かり保育事業、認可外保育施設等）

#### その他の取組（任意記載事項等）

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する兵庫県が行う施策との連携（児童虐待防止対策、ひとり親家庭の自立支援、障がい児施策の充実）
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携（ワーク・ライフ・バランス） など